

「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金」申請を受付中です！

21(令和3)年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、0歳から高校3年生までの子どもたちに、子ども1人当たり10万円の現金を支給します。

中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用し、「プッシュ型」※1で支給が済んでいますが、「プッシュ型」での支払通知が届いていない方で、以下の①～③の方は申請が必要です。

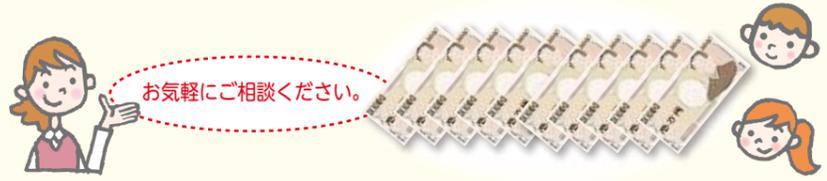
※1) 通常の給付金は申請が必要ですが、プッシュ型給付金は、自治体や官庁等が該当する対象者に対して自動的に支給する給付金です。

対象(申請が必要な方)

次の①～③の支給対象者(申請者)に対して、児童1人当たり10万円を支給します。

- ①21(令和3)年9月30日時点で、児童手当を受給していない、高校生相当(03(平成15)年4月2日～2006(平成18)年4月1日生まれ)の児童の保護者※2)
 - ②21(令和3)年10月1日～2022(令和4)年3月31日生まれの児童(新生児)の保護者※2)
 - ③所属庁から21(令和3)年9月分の児童手当を受給している公務員※2)ここでいう保護者とは、主たる生計維持者で、市に住所があり、21(令和3)年度(20(令和2)年分)の所得が児童手当の所得制限限度額※3)未満である方となります。
- ※3) 児童手当の所得制限限度額については、市ホームページ等でご確認ください。

※22(令和4)年1月21日現在の情報です。



■対象と思われる方には、申請書を送付していますが、申請書が届いていない方で、自分も対象かもしれないと思われる方は、ご相談ください。

申請期限 ~3月31日(木)まで

支給方法 申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます。

※4月から実施中の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について、申請が必要な方は、2月28日(月)が締切となっていますので早めの申請をお願いします。詳しくは9ページをご覧ください。

問合せ 市役所こども支援課「子育て世帯への臨時特別給付金」担当(☎31-4540 平日午前8時50分～午後5時20分)

1世帯当たり
10万円

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給が始まりました。お早めの申請をお願いします

問合せ 市役所生活福祉事務所第7担当(給付金係) (☎65-1157)

給付金対象者と受給権者

給付対象者 基準日21(令和3)年12月10日時点で、釧路市の住民基本台帳に登録されている方

- 受給権者**
- ①基準日において世帯全員の21(令和3)年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※①の方については、すでに確認(申請)書を送付済みです。
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
※②の方の申請方法などは、後日改めて広報くしろなどでお知らせします。

※留意事項

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則窓口での受け付けおよび現金の支給は行いません(※銀行口座がないなど、やむを得ない場合に限り、窓口で現金を支給しますが、日数を要します)。
- ◆代理人による申請も可能ですので、ご相談ください。
- ◆配偶者から暴力を受けている方など、特別な事情のある方は、早めにご相談ください。

問合せ ご不明な点は「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」コールセンター(☎65-1157)まで
午前8時50分～午後5時20分(土・日曜日、祝日は除く)

申請から給付まで(①の方)

郵送による申請

1. 市から送付された確認(申請)書に必要事項を記入してください。
※新たに振込口座を指定される方は、裏面に申請者の本人確認書類および振込先がわかる確認書類を貼付してください。
2. 同封の返信用封筒で郵送してください。

口座振込

確認(申請)書による入力情報を市で審査し、ご指定の口座に振り込みます。

振込通知

口座振込が完了したことを、申請者にお知らせします。

申請期限

申請期限

- ①の方 22(令和4)年4月28日(木)まで
- ②の方 22(令和4)年9月30日(金)まで

詳しくは市ホームページをご覧ください！
こちらのQRコードからも見ることができます➡



市内の飲食店、事業者の皆さんへ「釧路市事業継続応援支援金」の申請を受け付けています

釧路市事業継続応援支援金は、北海道の「緊急事態措置協力支援金」(8～9月分および9月分)または「道特別支援金C」を受給した事業者を対象に、市が上乗せで支援するものです。これらの支援金を受給された方は、忘れずに申請してください。

- 「緊急事態措置協力支援金」受給者：市内にある飲食店等1店舗につき10万円
- 「道特別支援金C」受給者：市内に本社・本店のある1事業者につき、法人20万円、個人事業者10万円

申請期限 **3月4日(金)**まで
(当日消印有効)

▼その他申請方法等については市ホームページをご確認ください。

☎ https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/shougyou/shoutengai/page00035.html

ご不明な点は、市役所商業労政課(☎31-4611)へお問い合わせください。

